工事着手日選択契約方式実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、徳島県県土整備部が発注する建設工事において、工事着手日選択契約方式（受注者が一定の期間内で工事着手日や余裕のある工期を選択でき、これが書面により手続上明確になっている契約方式をいう。）を試行するに当たり、必要な事項を定める。

（対象工事）

第２条　工事着手日選択契約方式を試行する建設工事（以下「対象工事」という。）は、発注者が指定する。

２　対象工事は、工事名の末尾に「（着選）」と追記する。

（提示工期）

第３条　発注者は、入札公告又は指名通知において、実工期に最大準備期間を加算した期間を工期として提示する。

２　実工期とは、工事を完成させるために必要な実工事日数（不稼働日を考慮）に後片付け日数を加算して設定する。

３　最大準備期間は、実工期に１０分の３を乗じて５日単位で切り下げた日数（ただし、５０日に満たない場合は５０日）に通常の準備日数を加えた範囲内で設定する。ただし、契約後に関係機関（関係者）との協議が必要な場合等は、これに必要日数を加えることができる。

（契約工期）

第４条　受注者は、当初契約の締結までに別に示す様式にて届け出ることによって、提示工期の範囲内で工事着手日の翌日から起算して実工期が確保できる範囲で工期の終期日を選定することができる。ただし、第３条第１項による提示工期が次年度に跨がる場合は、４月１５日以前に選定することができない。

２　発注者は、第１項の規定による届出があった場合は、原則として受注者が希望する工期により契約しなければならない。

３　当初契約の締結までに第１項の規定による届出が無ければ、第３条第１項で規定する提示工期により契約を行う。

（工事着手日）

第５条　受注者は、契約日の翌日から起算して最大準備期間の範囲で任意の日を工事着手日とすることができる。なお、工事着手日は、契約後に提出する工程表に明記しなければならない。

２　受注者は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。

（現場代理人及び主任技術者等の配置）

第６条　受注者は、工事着手日の前日まで現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（以下、「技術者等」という。）を配置することを要しない。この場合、当初契約の締結までに技術者等の配置を開始する日を定め、別に示す様式にて届け出なければならない。

２　受注者は、第１項の規定によらず「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を通常工事と同様の期限内に提出しなければならない。

３　受注者は、監督員の承諾を得て技術者等の配置を開始する日を変更することができる。

（工事着手日前の取扱い）

第７条　工事着手日の前日までは、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入や仮設物の設置など、工事の着手を行ってはならない。なお、工事着手日前に技術者等を配置せずに行う準備は受注者の責により行う。

２　契約後の不測の理由により、技術者等を配置していない期間に応急工事等の必要が生じた場合は、別に技術者等を配置（書面（任意様式）で報告）し、応急工事等に着手することができる。

（経費の負担）

第８条　工事着手日選択契約方式の適用により増加する経費は受注者の負担とする。

（その他）

第９条　この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要領は、平成３０年５月１日から施行する。

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

＜参考＞

「徳島県土木工事共通仕様書（令和６年７月）」抜粋

1-1-1-2 用語の定義

35．工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた着工の日から完成の日までの期間をいう。

36．工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

37．工事着手日とは、工事開始日以降で実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量を開始することをいう。）の初日をいう。

1-1-1-11 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。

工期設定イメージ

